平成２６年（フ）第７９号
鹿児島県出水市住吉町６番18号　グループホーム三郎の家、開始決定時の住民票上の住所鹿児島県出水市上鯖渕36番地１　アメニティノース102号
破産者　河野　美和
法定代理人成年後見人　鳥越裕美子
１　決定年月日　平成27年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
北海道深川市６条７番１号、住民票上の住所北海道深川市５条10番12号
破産者　三谷　智治
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３５号
北海道旭川市高砂台１丁目　旭川高砂台病院、住民票上の住所北海道旭川市高砂台１丁目２番26号　コーポ高砂台101号室
破産者　佐々木勝之
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
北海道標津郡中標津町東13条南８丁目１番地２　白樺団地Ｄ棟25
破産者　工藤　　晃（旧姓星・永田）
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第５８号
福島県郡山市朝日１丁目20番８号　みどりマンション507号
破産者　公家　勇人
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１９４３号
神奈川県藤沢市長後486番地　ハイツ安田105
破産者　佐藤　　實
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９４４号
神奈川県藤沢市長後486番地　ハイツ安田105
破産者　佐藤　秀子
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９４５号
神奈川県藤沢市長後486番地　ハイツ安田105
破産者　佐藤　伸之
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９４号
神奈川県南足柄市和田河原454番地１　日比野ハイツ１－Ｂ
破産者　鳶平田こと　平田　修司
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３２９号
神奈川県座間市四ツ谷16番地の１　四ツ谷ハイツ303号
破産者　澤田　康浩
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３３０号
神奈川県座間市四ツ谷16番地の１　四ツ谷ハイツ303号
破産者　澤田志乃ぶ
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４０３号
静岡市清水区南矢部663番地の２　グリーンハイツ203栗林方、旧住所静岡市葵区上足洗１丁目３番６－８号　ビューハイツ上足101号
破産者　山梨　和子
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５０４号
静岡市駿河区丸子新田412番地　ベルフォーレⅡ101号、旧住所静岡市駿河区東新田４丁目１番１－1411号
破産者　横井　英昭
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１８号
静岡県浜松市中区高林４丁目７番８号　メゾンドヴェルメール305号室
破産者　寺田　好美
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
静岡県菊川市沢水加918番地の36
破産者　匂坂　照正
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
大津市真野４丁目３番13号
破産者　松尾　宗次
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６２号
大津市萱野浦22番46―203号
破産者　宮野さゆり（旧姓荒竹）
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８７３号
京都府木津川市山城町上狛的場４番地１
破産者　大西　康史
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係